

施策1-1 「結婚から出産、育児までのトータル支援」

日進市における妊娠期から子育て期までの 切れ目ない支援施策について

～母子保健事業を中心に～

健康福祉部健康課

安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境整備

近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等が孤立し不安感を抱えやすくなっていると考えられることから、国は、妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目ない支援の強化を図るため、様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点の整備等の積極的な取り組みを推奨しています。これに伴い、本市においても、関連する事業を開始し、支援に取り組んでいます。

利用者支援事業について

- 利用者支援事業は子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、妊婦や子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものです。
- 母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センターを市区町村に設置することが努力義務とされました。これは利用者支援事業や子育て支援等を包括的に運営する機能を担うものであり、専門知識を生かしながら妊娠・出産・子育てに関する支援を行うものです。
- 本市では平成29年度から、健康課が母子保健に関する専門的な支援を行う利用者支援事業「母子保健型」を、子育て支援課が子育てに関する支援を行う「基本型」を子育て総合支援センターにおいて開始し、それぞ

れにコーディネーターを配置し、「母子保健型」と「基本型」が連携をとる体制で、子育て世代包括支援センターのしくみを担っています。

【子育て世代包括支援センターイメージ】



○ 平成29年度「母子保健型」相談等の状況

	延べ件数（実件数）
電話相談	704件（571件）
面接相談	64件（57件）
訪問	29件（19件）

○ 平成29年度「基本型」相談等の状況

	件数
情報提供・相談支援	531件
養育支援訪問	2件（20回）
情報発信	562件

産婦健診事業について

- 母子保健法第13条により、妊産婦に対し健康診査を行うことが定められており、近年は産後の健康状態の把握、特に精神的症状の早期対応が重要な課題となっています。
- 本市では、平成29年度から産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査受診票を1回分発行し受診勧奨を行っています。
- 平成29年度受診数は、773件（受診率91.7%）でした。

産後ケア事業（宿泊型）について

- 出産後4か月未満で、家族等から十分な家事や育児等の援助が受けられず、母の心身不調等の理由により支援が必要な母子に対して、心身ケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。
- 本市では、平成30年度から2医療機関に委託し、対象者を宿泊させ休養の機会を提供するとともに、24時間体制で1名以上の主に助産師が心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を実施する体制を整えました。
- 母子健康手帳交付時等に本事業を周知し、必要な方が安心して利用できるよう図っています。

今後の方向性

- 子育て世代包括支援センターの周知を積極的に行うとともに、継続して関係機関との連携強化を図り、安心・安全な妊娠・出産・育児のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供していきます。
- 利用者支援事業等を通して市民のニーズ把握を行い、関係機関との協働や資源の開発等に努め、妊産婦や乳幼児にとって必要なサービスや支援が提供できる体制づくりに努めます。

～日進市子ども・子育て支援事業計画における

教育・保育施設等、小学生の放課後の居場所づくり～

こども福祉部 子育て支援課、こども課

日進市子ども・子育て支援事業計画について

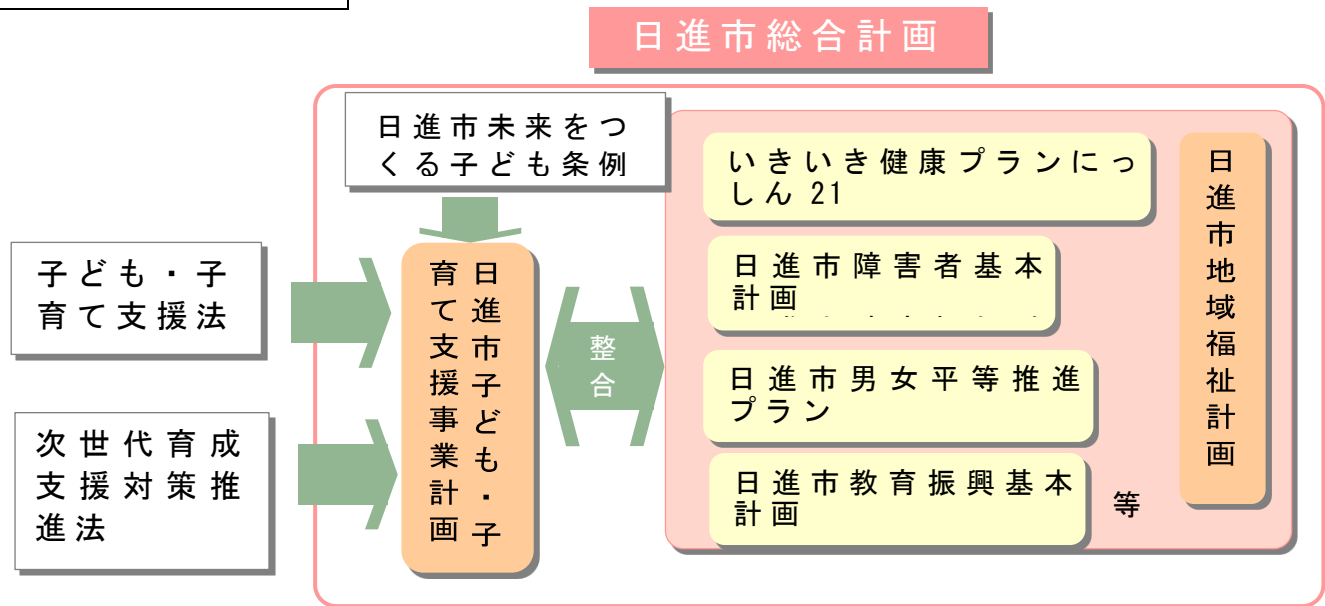
子ども・子育て支援事業計画とは

- 子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

- この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善 ③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「子ども・子育て関連3法」の一つ、「子ども・子育て支援法」で5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

- 本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの期間を切れ目なく支援することにより、一人ひとりのこどもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に「日進市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ



計画期間(5年間)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定	→				
			計画見直し		

第2期計画策定に向けて

今後の予定

平成30年度	ニーズ調査
平成31年度	計画策定
平成32年度	第2期計画開始

(計画期間 平成32年度から36年度まで)

基本目標と主な施策

- 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり
 主な施策：幼稚園補助、民間認可保育所支援、一時保育、延長保育、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、ファミリーサポートセンター事業、病児病後児保育など
- すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり

主な施策：子育て支援センター事業、家庭児童相談室、利用者支援事業、
児童手当支給制度、子ども医療費助成制度など

3. 安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり

主な施策：パパママ教室、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、
新生児訪問、養育支援訪問など

4. 親と子の学びと育ちを促すまちづくり

主な施策：未来をつくる子ども条例の普及、子ども大学にっしん、
心の教室相談など

5. 要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり

主な施策：虐待・DV 予防・防止、要保護児童対策地域協議会、就学援助、
児童発達支援センターの運営、児童発達支援、巡回指導など

日進市における子育て支援拠点について

市内には3ヶ所の子育て支援拠点があり、子育て中の親子が気軽に出かけることができる施設です。子育てに関する相談に気軽に応じる他、子育て情報の発信や紹介などを行っています。

(1) にっしん子育て総合支援センター

開館中は、就学前の子どもと保護者が自由に遊べます。また、保育士等の支援者が常時いるため、いつでも気軽に子育ての話をするができます。

保健センターと連携し、子育て世代包括支援センターの利用者支援事業「基本型」を担っています。

H29利用者数	27,490人
---------	---------

(2) 日東子育て支援センター

未就園児を対象とした教室では、親子遊びや子育て相談ができます。

また、子育て広場では、園庭開放や絵本の読み聞かせなどを行っています。

	実施回数	延べ参加組数
親子教室等(H29)	162回	3,411組

(3) 名古屋学芸大学子どもケアセンター

子育て講座や親子遊びなどを実施しています(事前申込が必要)。

また、子どもの心理相談室では、発達上の心配や育児に対する不安などを専門の心理スタッフがサポートします。

	実施回数	延べ参加組数
親子教室等(H29)	76回	979組

日進市の教育・保育施設等について

- 幼児期の「教育・保育」量の拡充については、従来の幼稚園・保育園に加え、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及や3歳未満児の保育を増やすため、小規模保育事業等の「地域型保育」が新設され、待機児童の解消を目指しているところであります。

保育園 (0～5歳児)	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
幼稚園 (3～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
認定こども園 (0～5歳児)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型保育 (0～2歳児)	保育園(原則 20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業

【保育園、認定こども園等を利用するには・・・】

保育園等の利用を希望する方は、保育の必要性について「支給認定」を受けていただく必要があります。就労時間や支給認定事由に変更が生じた場合には、変更申請が必要となります。

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 居宅外労働	居宅外で月60時間以上(参考:1日につき4時間以上かつ月15日以上)就労していること
2 居宅内労働	居宅内で月60時間以上(参考:1日につき4時間以上かつ月15日以上)就労していること
3 産前産後	出産予定日12週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること
4 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
5 介護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 就学	月60時間以上就学していること(職業訓練校等での職業訓練を含む)
8 求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得中の利用(3歳以上児のみ。育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合は2歳以上児。) ・上記1～8に類する状態にあること

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園(注1) 認定こども園(幼稚園機能部分)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園(保育所機能部分)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園(保育所機能部分) 地域型保育事業(小規模保育事業等)

日進市における保育園、認定こども園等の現状等

- 市内には、公立保育園が10園、私立保育園が5園、認定こども園が2園、小規模保育施設が5園の合計22園開園しており、保護者の就労などで保育を必要とする児童を保育しております。

(H30.7月現在)

定員数	2,272名
入所児童数	2,084名

- 幼稚園は市内に私立6園が開園しており、市内外の幼児が通園しております。その他に、市外の幼稚園24園にも市内在住の児童が通園しております。

(H30.7月現在)

入園児童数(市内)	1,190名
入園児童数(市外)	494名

日進市における主要な取組

【保育を必要とするこどもへの対応】

市内の保育ニーズに対応するために公立・私立保育園と、特に希望の多い3歳未満児を対象とした小規模保育施設を開園しました。

- ・あかいけ屋下保育園（平成26年4月開園）
- ・米野木台西保育園（平成27年4月開園、指定管理者制度による運営）
- ・小規模保育施設3園（平成28年4月開園）
- ・日進めばえ保育園（平成29年4月開園）
- ・あずま♪ららら保育園（平成30年4月開園）
- ・小規模保育施設2園（平成30年4月開園）

【障害のあるこどもへの対応】

- 日進市障害者福祉センター内にある子ども発達支援センターすくすく園で発達相談、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業等を実施しています。（平成24年4月～）
- 日進市保健センターで親子通園事業を実施し、発達の気になる児童に対し、早期療育を行うと共に、保護者に対し、よりよい親子関係が築けるよう支援しています。（平成27年4月～）

今後の取り組みについて

- 小規模保育施設開設に向けた整備費補助金の交付を行い、平成31年4月に小規模保育施設2園を開設するとともに、平成32年4月の民間認可保育所（（仮称）あかいけみので保育園）の開設に向けた認可手続き、整備費補助等の支援を行い、待機児童の解消に向け、取り組んでいきます。
- 引き続き、安心安全な保育が継続できるよう運営の補助を行うほか、定員拡充に向けた働きかけを行います。

小学生の放課後の居場所づくりについて

日進市における放課後児童対策について

- 本市における放課後児童対策は、①放課後子ども教室 ②放課後児童クラブの2つに分かれます。
- 放課後子ども教室は、小学校施設を利用し、安全な居場所を確保し、様々な体験、交流活動などの学びの場を提供する事業です。
一方、放課後児童クラブは、保護者の就労などにより留守家庭となる小学生を支援する事業であり、公設児童クラブ(市内全小学校(9ヶ所))と民間児童クラブ(6事業者、19ヶ所)があります。
- 平成29年度から放課後子ども教室を全校開設したことにあわせて「放課後子ども総合プラン」の一体型を開始しました。
※「放課後子ども総合プラン」とは、放課後子ども教室の実施する体験型プログラムに、放課後児童クラブの子どもも参加するもので、国は両事業を共通の活動場所で行う「一体型」を推奨しています。
- 平成30年度から放課後児童クラブ申込者を対象に、夏休みなどの長期休業期間中の預かり時間を1時間早め午前7時30分からとしました。
- 民間児童クラブに対しては、開催日数や在籍児童数等により補助金を交付しています。

今後の取り組みについて

- 平成31年度から「放課後子ども総合プラン」の利用料金を口座引き落としにより徴収し、利用者が金融機関の窓口で支払いをする煩わしさを解消し、利便性の向上を図ります。
- 民間児童クラブについては、引き続き運営の補助及び開設に向けた働きかけを行います。